

# 福利厚生と採用について

vol.7



## ◆ 給与等

県内の民間施設の多くは、それまで地方公務員（群馬県職員）の給与制度に準じていたところが多かったのですが、最近では人事管理制度、考課制度を取り入れ始めているところや、年俸制の取り組みについても検討し始めているところもあります。

給与水準は、施設・事業を運営する法人の方針により異なりますが、他分野に比べやや低い傾向にあります。

## ◆ 退職金制度

民間社会福祉施設の多くは、国で保証された退職金制度に加入しています。群馬県では、さらに県単共済制度があり、ほとんどの施設でこの制度に加入しています。

※県単共済制度（群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済制度）

県民の民間社会福祉施設等職員の福利増進のため、退職手当金の給付や見舞金、祝い金等の給付、また、貸付事業を実施しています。

事業主と職員双方の掛け金が財源になります。事業内容は次のとおりです。

- ①退職手当金支給（国より支給される退職金の差額補填）
- ②福利厚生給付金支給
- ③福利厚生資金貸付事業

## ◆ 勤務形態・休日

福祉施設の職員は休日が少ないといわれていますが、実際には労働基準法に基づき必要な休日は確保されています。

福祉の職場は、その性格上、夜勤・宿直や早出・遅出など交替制勤務の職場が非常に多いのが特徴です。また、土日の出勤もありますので、勤務可能かどうか確認が必要です。

雇用形態により仕事内容や勤務時間、給与、休日等が異なります。

## ◆ 職員募集の特徴

福祉の職場の職員募集の方法は、(1)定期採用、(2)欠員補充、(3)新規開設がありますが、なかでも年度中途の求人である(2)欠員補充、(3)新規開設求人など、(1)定期採用とは別の時期の求人が多くなっていることが特色です。

これは、施設・事業等の利用者数により国や都道府県で定めた職員配置基準があり、しかも、それぞれの職員総数がそれほど多くないからです。職員募集の特徴をよく理解した上で、福祉職場への就職活動を始めましょう。

新卒者向けの定期採用の募集開始時期は、一般企業に比べ遅く、卒業年度の6月以降頃からとなっています。

また、年度の途中で欠員が生じた施設・事業所では、短期間に職員を補充するため、その時点で募集をし、即採用を行っています。

新規開設の場合は、開設時点に合わせた募集・採用決定となります。

## ❖ 職員採用の時期

---

群馬県内では毎年約1,000～1,500人（平成15年度～平成19年度）の施設職員が退職し、採用されています。職員が退職する時期は年度末の3月が一般的ですが、定年などを除き職員から退職願いが出なければ採用の計画が立ちません。このため、職員の採用計画が立つのは年末や年明けの場合が多く、一般企業のように早い時期に求人案内を出せないのが現状です。

## ❖ 職員募集の方法

---

施設・事業所では、福祉マンパワーセンター・公共職業安定所をはじめ、その施設・事業所が所在する市町村の広報誌、新聞広告を中心に求人を掲載します。

新卒者向けの求人は、大学・短大・専門学校等の養成機関にも、募集要項が周知されます。

行政（公立の社会福祉施設、行政の相談所）は、それぞれの自治体のそれぞれの方法（自治体の広報誌、ホームページ等）で募集するので、各自でチェックしましょう。

また、実習生やボランティアへの勧誘を行うケースも少なくありません。採用試験だけでは判断できない資質や適性を、実習やボランティア活動を通じて採用側が知ることができるためです。実習やボランティア活動は、仕事内容ややりがいを体験できるだけでなく、すでに選考が始まっていることを意識して積極的に取り組むことが大切です。

## ❖ 選考方法

---

福祉の仕事は、対人関係の比重が非常に大きいいため選考方法もその点を反映して面接に大きなウエイトがかけられています。中央福祉人材センターの調査結果をみてもほとんどの施設が「面接試験」を行っています。また、「書類選考」も多くの施設で行われています。

新規開設の施設や法人で一括して職員を採用するなど応募者が多数見込まれるところでは、一般教養や専門知識を問う「筆記試験」を行い、その合格者に「作文・小論文試験」や「面接試験」による選考を行うといった2段階の選考も行われています。

保育所では、「実技試験」を行うところも多いようです。

選考の際には、「仕事に対する熱意や意欲」と「資格や技能」が重視されますが、「福祉に対してどのような考え方を持っているのか」「社会人としての一般常識」など人物・適性などの評価が総合的に行われます。

## ◆ 福利厚生センター

福利厚生センターは個々の法人では成し得ない福利厚生事業を全国規模で共同化することにより、規模のメリットを最大限に活かし、会員のニーズに応じた多種多様なサービスを提供しています。社会福祉事業経営者が福利厚生センターと契約することにより、事業所に勤務する会員の方々が福利厚生サービスを利用することができます。全国共通のメニューは約40種類、また、地域に密着した会員交流事業や地域開発メニューなど、会員のニーズにきめ細かく対応しています。

現在、群馬県内では204事業所、会員は3,116人、全国で195,000人（平成20年10月1日現在）にのぼっています。

### ●全国共通メニュー

健康生活用品給付、電話健康相談、生活習慣病予防健診費用助成、スポーツクラブ、結婚お祝品贈呈、出産お祝品贈呈、入学お祝品贈呈、資格取得記念品贈呈、永年勤続記念品贈呈、弔慰金・見舞金、メンタルヘルス講習会、広報講習会、接遇講習会、パソコン講習会、海外研修、クラブ・サークル活動助成、国内・海外旅行、レンタカー、ホームページ、web書店、会員情報誌、特別資金ローン、積立保険等。

### ●地域開発メニュー

「会員が身近に利用できるサービス」の充実を目的にした、県内のスポーツ・レジャー施設の割引メニュー。

テーマパーク、ボウリング場、スキー場、映画館等。

### ●会員交流事業（県内の会員を対象）

ディズニーランドツアー、東京宝塚劇場観劇、野球観戦等の実施。県内開催イベント等。

